数を超えた場合などについて、割増

とを義務付ける制度の検討も進める ど、労働義務を一定時間免除するこ

そこで、時間外労働が一定の時間

められている。 ころであるが、

なお一層の抑制が求

賃金の支払いに加え、その時間数に

必要があると考えられる。

相応する日数の休日

(代償休日)

な

研究会」報 厚生労働省労働基準局監督課

展望Ⅰ.現状認識と今後の

サービス産業の成長等により

得日数も減少している。 ている。他方、 心に、週60時間以上働く者の割合が ワイトカラー労働者の比率が高まっ 年次有給休暇の取得率や取 特に30歳代男性を中

金が浸透している。 者に対しても、目標管理制度を導入 比重が高まっている。そこで、 開発のスピ も組織の見直しを行い、 技術革新のスピードが加速し、製品 また、企業間競争の激化等により 高付加価値かつ創造的な仕事の 賃金制度も年俸制や成果主義賃 ード・質が求められてお 個々の労働 企業

者の増加と働き方の多様化が進み、 このように、ホワイ トカラー労働

> 働時間の長短ではなくその成果や能 その中でも、自律的に働き、かつ労 さしい労働者が増加している。 力などにより評価されることがふわ

②労働者個人の事情に即した働き方 ①所定外労働の削減や年次有給休暇 の取得促進を図ること こうした状況に対処するため、

然に防ぐこと ③その際、心身の健康への影響を未 理の在り方を検討すること 直しとともに、新たな労働時間の管

といったことが必要である。

Ⅱ見直しの方向性

現するという観点からの検討を行う 事と生活を調和させて働くことを実 よって、生活時間を確保しつつ、 すべての労働者が、個人の選択に 仕

の選択ができるよう、現行制度の見 ある。

度の在り方 ■・新たな労働時間制

を実現するための見直し と生活を調和させて働くこと

季変更権は尊重しつつ、 ステムが、 られることから、

制度そのものの見直しを行う必要が に関する諸制度について、運用や、 ない部分を検証した上で、労働時間 行の労働時間制度では対応できてい とがふさわしい労働者」について現 成果や能力などにより評価されるこ き、かつ、労働時間の長短ではなく、 とともに、その中でも「自律的に働

休取得率の低い者に計画的に取得さ

年

せるための方策を検討する必要があ

●年次有給休暇 ・生活時間を確保しつつ仕事

限界に来ているとも考え 考え方としての時 実際の年休

がある。 暇を計画的に取得させることや、 を補充する仕組みを考えていく必要 取得率を向上させるため、 さらに、 1週間程度以上の連続休

時季指定

次有給休暇の一部について、労使 弾力的な取得方法として年 0)

とが考えられる。 間単位の取得ができることとするこ 協議に基づく合意を前提として、 時

とも考えられる。 を退職時に清算する制度を設けるこ また、未消化年休に係る年休手当

●時間外・休日労働

告示改正を平成16年4月に行ったと なものであり、その旨を明確にする 時間外・休日労働は、 本来臨時的

労働者の時季指定だけに任せるシ

ることが考えられる。

による割増賃金の支払いを義務付け

使用者に対し、通常より高い割増率

なお、協定を締結せずに法定労働

における同制度を活用した好事例の ける導入促進を図るため、中小企業 時間を超えた場合の罰則を強化する ことも考えられる。 ●フレックスタイム制 導入が進んでいない中 小企業にお

収集・提供等を行うことが考えられ

平成16年(雇用者5355万人)

前提とした制度及び運用となってお に従事した時間が把握できることを 超える場合に限り、 る労働者について、 考えられる。 見直しを行うこと等も必要であると 計算方法等について、 る。また、 ●事業場外みなし 現行では、事業場外業務に従事す これらについて見直しの必要性 時間外労働となる時間の 事業場内で業務 所定労働時間を 実態に即した

◎職業別雇用者構成の推移

いわゆる「ホワイトカラー」(専門的・技術的職業従事者、管理的職業従事者、事務従事者、販 売従事者)の割合は、概ね増加傾向をたどっており、平成16年現在、あわせて2954万人、全体 の55.2%を占める。

7.3% 専門的·技術的 15.2% 職業従事者 4.2% 3.5% 管理的 1185 80% 職業従事者 22.6% 万人 2954 事務従事者 '万人 22.4% 8.6% 60% 8.3% 販売従事者 14.1% 2.1% 保安職業、 40% 11.5% サービス職業従事者 農林漁業作業者 運輸·通信従事者 採掘作業者 0.8% 31.7% 20% 22.2% 製造·制作·機械運転 及び建設作業者 8.0% 6.1% 労務作業者

※「保安職業、サービス職業従事者」は、昭和50年以前は「サービス職業」である。

※「採掘作業者」は、昭和54年以前は「採鉱・採石作業者」である。

昭和40年(雇用者2783万人)

※「製造・制作・機械運転及び建設作業者」は、平成12年以前は「技能工、製造・建設作業者」、平成2年以前は「技能工、 生産工程作業者」、昭和50年以前は「技能工生産工程従事者」である。また、昭和35年(36年以前)は「単純作業者」を含む。

※「労務作業者」は、昭和54年以前は「単純作業者」である。

資料出所:総務省統計局「労働力調査」

超えて時間外労働をさせた場合に、 長時間の限度など、一定の時間数を 時間外労働の限度基準で定める延

がふさわしい労働者のための力などにより評価されること時間の長短ではなく成果や能 2.自律的に働き、 <u>ي</u>

があると考えられる。

25 IMF JC 2006 Spring

報告

人要件

◎一定水準以上の額の年収が確保さ

管理監督者の手前に位置する者

ること 力などに応じて賃金が決定されて 反映されるものではなく、 ◎労働時間の長短が直接的に賃金に ついて裁量があること 示を受けず、かつ、 について、 使用者からの具体的な指 自己の業務量に 成果や能

●対象者の具体的なイメ 企業における中堅の幹部候補者で 上記の要件をすべて満たす者とし

◎職務遂行の手法や労働時間の配分 ④導入における労使の 3健康確保措置 ◎労働者本人が同意していること れていること 協議に基づく

ジェクトチー

ムのリ

といった者が対象労働者となり得

◎企業における研究開発部門のプ

して、 措置が担保されていることを前提と る。また、 適用されないとすることが考えられ ●法的効果 ると考えられる。 労働時間及び休憩に関する規定が 深夜業に関する規定もその適 適切な健康確保のための

> ●労使の協議の役割 組み等も考えられる。

週の労働時間が「35時間未満の者」及び「60時間以上の者」の全体に が60時間以上の者の割合が高くなっている。

	平成5年	平成 1 6 年	差
週35時間未満の者	9 2 9 万人	1237万人	+308万人
	18.2%	23.6%	ナ 5 . 4 ポイント
週35時間以上~	3 6 2 5 万人	3 3 5 4 万人	▲ 2 7 1 万人
週60時間未満の者	7 1.1%	6 4.0%	▲7.1ポイント
週60時間以上の者	5 4 0 万人	6 3 9 万人	十 99万人
週 0 0 時间以上の名	1 0.6%	1 2.2%	十1.6ポイント
合計	5099万人	5 2 4 3 万人	十144万人
所定外労働時間	1 3 1 時間	1 4 9 時間	1 8 時間

資料出所:「毎月勤労統計調査」年度

◎ 30 代男性で週労働時間 60 時間以上の者の比較

	平成 5 年	平成 1 6 年	差
週60時間以上の者	153万人	200万人	十47万人
	20.3%	2 3.8%	十3.5ポイント

※資料出所:総務省「労働力調査」

※資料は雇用者数により作成。ただし、「30歳代男性で週労働時間60時間以上の者の 比較」については、統計上の制約から雇用者のみのデータが得られないため、雇用者 と自営業主等を合計した就業者数により作成。

②また、特に休日を実際に取得する より一層重要となるため、労働基準 ことがその心身の健康確保のために を義務付けることが考えられる。 管するとともに、 とを義務付け、その実施状況につ の何らかの健康確保措置を講ずるこ 必要に応じて適切な措置を講じる等 ①定期的に健康状況をチェックし、 て、事業場においてその記録等を保

行政官庁への報告

③適正な運用の確保という観点か そのうち一定日数について連続して 収額の一定割合を支払うといった仕 取得させることも考えられる。 数以上の休日を取得させることや、 法第35条の法定休日に加え、 使用者に対する制裁として、

年

ともに、労働者の交渉力を補完す 労働者の意見を適正に集約すると る

ことにより、労使が実質的に対等な

用を除外することが考えられる。 から、同制度においては適用を除外 休日取得の実効性の確保を図る観点 ただし、法定休日の規定については、

◎労働時間分布の長短二極化

35時間以上60時間未満の者」の割合が減少しており、「労働時間分布 の長短二極化」が進行している。特に、30歳代の男性で週の労働時間

	平成 5 年	平成 1 6 年	差
1月2m吐用土港の老	9 2 9 万人	1237万人	+308万人
週35時間未満の者	1 8.2%	2 3.6%	+ 5 . 4ポイント
週35時間以上~	3 6 2 5 万人	3 3 5 4 万人	▲ 2 7 1 万人
週60時間未満の者	7 1.1%	6 4.0%	▲7.1ポイント
週60時間以上の者	5 4 0 万人	6 3 9 万人	十 99万人
	1 0.6%	1 2.2%	十1.6ポイント
合計	5099万人	5 2 4 3 万人	十144万人
所定外労働時間	1 3 1 時間	1 4 9 時間	1 8 時間

●健康確保措置 しないことも考えられる。

◎年次有給休暇の取得率の低下及び取得日数の減少

ことにより、

より自由で弾力的に働

経済社会の発展にも資することとな

力発揮を促進するとともに、

日本の

揮するための前提であることに留意 保されることが、労働者が能力を発

し、新たな労働時間規制の適用除外

(以下「新しい自律的な労

①勤務態様要件

(2) 新しい自律的な労働時間制度の要件

配慮が必要である。

増加するような事態が起こらぬよう

くことができ、

自らの能力をより発

る

労働時間に関する規制から外される

金の導入が進む中で、

人が、

ることが、

個々の労働者の更なる能

企業における年俸制や成果主義賃

検討の視点

揮できると納得する場合に、

安心し

てそのような選択ができる制度を作

たっては、労働者の心身の健康が確

また、新たな制度を設計するに当

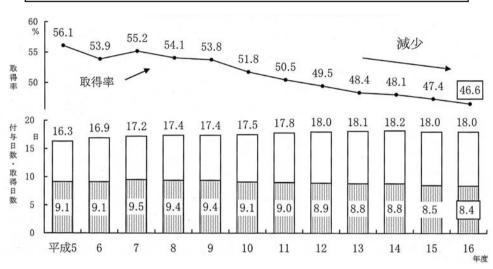
働時間制度」という)

が導入された

ことにより、

結果として過重労働が

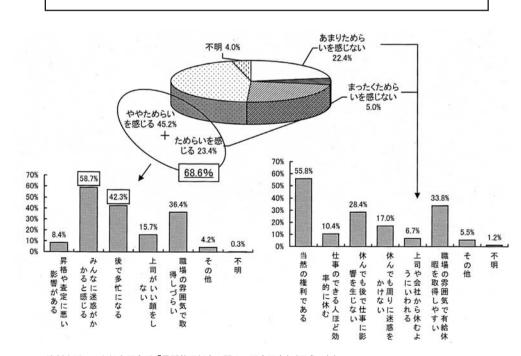
年次有給休暇は、取得日数の減少及び取得率の低下傾向が続いている。



資料出所:厚生労働省「就労条件総合調査」(旧「賃金労働時間制度等総合調査)

◎年次有給休暇の取得率の低下及び取得日数の減少

およそ7割の労働者は、年次有給休暇の取得にためらいを感じており、その理由 としては「みんなに迷惑がかかると感じる」(58%)、「後で多忙になる」(42.3%)、 「職場の雰囲気で取得しづらい」(36.4%)が多くなっている。



資料出所:三和総合研究所「長期休暇制度に関する調査研究」(平成12年)



立場で協議を行う仕組みを担保する

ことが重要である。

「今後の労働時間制度に関する研究会」報告書について

も考えられるが、所要の運用改善等 同制度の創設に伴い、廃止すること ●現行裁量労働制との関係 現行の企画業務型裁量労働制は、

を行った上で、

当面の間現行制度を

しい自律的な労働時間制度とは異な

さらに、そもそも労働時間規制の

●要件・手続に違背があった場合

意する必要がある。 迅速かつ適切に行われる仕組みを用 明らかになった場合も含め、救済が 問題となるが、勤務実態が事後的に 労働についての賃金の取扱いなどが 果が認められない場合、 要件・手続に違背があり、 法定時間外 法的効

健康確保措置 新しい自律的 の取

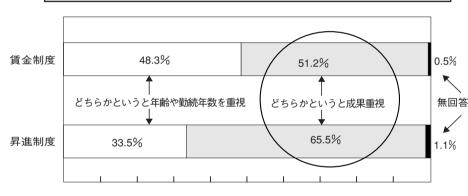
する必要がある。 きることとする仕組みについて検討 った場合は改善を求め、改善されな 行うことが適当である。また、こう 得状況について書面に基づき確認を の実施状況や対象労働者の休日 行われていることや、 な労働時間制度の導入手続が適正に いときは制度を廃止させることがで した手続等が適切に行われていなか 行政官庁としては、

えられるが、現在多くの労働者が新 は対象労働者が一部重なることも考 時間制度の要件設定の仕方によって 制については、新しい自律的な労働 維持することも考えられる。 他方、現行の専門業務型裁量労働

◎企業の人事制度の考え方

賃金、昇進においては年功的要素よりも、成果を重視している企業が多い。

●履行確保のための行政の役割



資料出所:労働政策研究・研修機構「人口減少社会における人事戦略と職業意識に関する調査(企業調査)」(平成16年)

関係

●管理監督者との

理が必要である。 の移行が図れるようにするなどの整 また、各企業における適正な取扱

あわせ、 督者から除くことと については、管理監 適正化を図り、 円滑に同制度へ

て賃金台帳等により明らかにしてお くといったことが考えられる。 いを担保するため、その範囲につい

る。 とが適当と考えられ 同制度を維持するこ 善等を行った上で、 から、所要の運用改 用を受けていること る要件の下でその適

さわしいスタッフ職 働者となることがふ ば、新制度の対象労 の要件の明確化及び 趣旨に照らして、そ 働時間制度の創設に 新しい自律的な労 本来の制度 例え

> 省ホームページ参照。 ※報告書全文については、以下の厚生労働 定する際、対象となる管理監督者の ていないことにかんがみ、深夜業に (http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/01/h0127-1.html) ついても検討する必要がある。 意向が反映される仕組みの在り わせて、管理監督者の労働条件を決 いて検討することも必要である。 監督者の健康確保措置の在り方につ ることが考えられる。その際、管理 関する規定についても適用除外とす 適用を除外され、時間管理がなされ この報告書を受け、

あ

2月8日付けで、 時間法制の在り方について平成18年 労働政策審議会に対し、今後の労働 検討の諮問を行っ 厚生労働省は、

律的に働き、 れることがふさわしい労働者のため はなく成果や能力などにより評価さ 休日労働などの見直しとともに、 するため、年次有給休暇、 と生活を調和させて働くことを実現 の制度の在り方を御検討いただいて いては、生活時間を確保しつつ仕事 労働時間法制の在り方につ かつ労働時間の長短で 時間外· 自